

平成 24 年 1 月 25 日

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
理 事 長 高 岡 國 士 様

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会  
福利厚生事業運営委員会  
委 員 長 伊 山 喜 二

## 答 申 書

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 福利厚生事業運営委員会は、平成 23 年 7 月 29 日に諮問された「貸金業法への対応についての検討」について、6 回の委員会を開催し、検討を行ってまいりました。

このたび、検討結果を、下記の通り答申します。

### 記

本会では、従前より普通貸付、住宅貸付を実施しており、会員の資金需要に応じてまいりました。このたびの「公益法人改革対応にかかる基本方針」により一般財団法人に移行することとなりましたが、この一般財団法人に移行した場合、現行の貸付事業が貸金業法の適用の対象となるため、移行後の貸付事業についてのあり方について、（１）「現行の貸付事業を継続する」、（２）「新規貸付を停止し金融機関等との提携先(職域ローン)に切り替える」、または（３）「貸付事業を単純廃止する」について、協議しました。

#### （１）「現行の貸付事業を継続する」について

一般財団法人への移行後は、会員に対する新規貸付を行うことで、貸金業法の適用対象となることから、貸金業者登録を行う必要があります。

「現行の貸付事業を継続する」ことは、この貸金業者登録を行い、貸金業法に規定する人的、物的な各種要件を具備し、新規システムの導入など、相応の費用負担（試算：初期費用として約 760 万円、恒常的な運営費用として人員等を増加した場合、年間約 500 万円以上）が必要となります。

一方、会員の貸付事業の利用状況に関して、平成 15 年度においては、普通貸付、住宅貸付合計で 103 件、約 1 億 2 千万円の新規貸付があったのに対し、直近の平成 22 年度では、合計で 67 件、約 5 千万円の新規貸付となっております。

また、年度末ベースの貸付残高についても、平成 15 年度末は 463 件、約 4 億 7 千万円であったのに対し、直近の平成 22 年度末では 362 件、約 2 億 8 千万円となっており、利用者が大幅に減少しております。

貸付事業は、収益を目的とした事業ではなく、会員の福利増進を図ることを目的とした福利厚生事業の一環として実施しているものですが、現状、減少傾向（平成 22 年度末における本会の会員数 38,220 人に対し、利用者が 1%弱）にある利用状況に対し、新たに高額な費用負担をして事業の継続をすることが会員全体の利益につながるかという問題もあります。

### （2）「新規貸付を停止し金融機関等との提携先(職域ローン)に切り替える」について

「新規貸付を停止し金融機関等との提携先に切り替える」ことは、本会が直接の貸付を行うのではなく、資金需要のある会員に対し、提携先の金融機関等への斡旋を行うことで、ハードルの高い貸金業者登録(高額な費用負担)を避けることができ、提携にかかる費用負担もありません。

また現在、提携先として交渉をしている金融機関等に関しては、会員にとって生活資金の借り入れができないというデメリットはあるものの、申込から融資実行までの迅速な審査や連帯保証人（本会会員のみ）が不要となるなどメリットもあります。

### （3）「貸付事業を単純廃止する」

「貸付事業を単純廃止する」という選択肢もありますが、その場合、従来の会員の権利が大きく減少することになります。

以上のような状況により、本委員会としては、「貸金業法への対応について」（2）「新規貸付を停止し金融機関等との提携先(職域ローン)に切り替える」ことを答申します。

なお、この答申について、理事会並びに評議員会でご承認後は、下記スケジュールにより実施することが適切と考えます。

